○農林水産省告示第六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年一月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　富山県富山市婦中町三屋字杉木山二二の一、二八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年一月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県東諸県郡綾町大字南俣字大口五六九五の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び綾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年一月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県庄原市総領町五箇字横谷五九三〇の一二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年一月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県庄原市西城町熊野字萩峠五九九四の三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年一月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県耶麻郡北塩原村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　公衆の保健

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及び北塩原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年一月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県利根郡みなかみ町猿ヶ京温泉字上川原三七八の七（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及びみなかみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年一月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県伊佐市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び伊佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年一月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　高知県幡多郡大月町弘見字櫻ケ谷山三七八九の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び大月町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年一月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡智頭町大字河津原字ヲコ屋敷三七八の二二、三七八の四七、大字波多字坂ノ元六六二の一、六六二の四、六六八の一、字牛倉六六九の一、六六九の二、六八五、六八五の一、六八五の三、六八六の一、六八六の三から六八六の五まで、字クズレ谷六九九、字ハタ谷七三五の一から七三五の五まで、字ミソギ谷八一〇の一、八一〇の四、八一〇の五、日野郡日南町茶屋字木呂抜二八四六から二八四八まで、二八四七の一、阿毘縁字與三右衛門炭山三七七、字来尾山三八三、字野田三八四、下阿毘縁字深垰奥山七五六の一から七五六の四まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年一月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛媛県伊予郡砥部町玉谷一二〇三、一二一八から一二二一まで、一二二四、一二三五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

玉谷一二〇三・一二一八から一二二一まで・一二二四・一二三五（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。